

お知らせ

施行者国土交通大臣が行う竜ヶ崎・牛久都市計画道路事業3・3・46号牛久・土浦線について、都市計画法第六十二条第一項の規定により令和四年 二月十五日付けで、都市計画事業の承認の告示及び手続きの保留がなされましたので、都市計画法第六十六条及び同法第七十条の規定により適用される土地収用法第二十八条の二の規定に基づき、土地所有者及び関係人の皆様に、次のとおりお知らせします。

- 一 都市計画事業の種類及び名称
竜ヶ崎・牛久都市計画道路事業3・3・46号牛久・土浦線
- 二 施行者の名称
国土交通大臣
- 三 事業地の所在
ア 収用の部分
茨城県牛久市城中町字小馬様台、戸張出口、天王道添、天王窪、稲荷台、水井神台、大明神前、新地向、大明神及び亀井並びに新地町字新地下、米丸台、米丸、築出し、猪穴、猪穴台、殿山、原林及び並松地内
イ 使用部分
茨城県牛久市城中町字亀井及び新地町字新地下地内

(注) この事業に関する関係図面は、牛久市建設部都市計画課で閲覧ができます。

都市計画法第六十五条の規定により、令和四年 二月十五日以後は、事業地内の土地建物等において、土地の形質の変更、建築物の建築、工作物の建設、移動の容易でない物件の設置や堆積を行おうとする場合は、牛久市長の許可が必要になります。また、都市計画法第六十七条の規定により、令和四年 二月十五日以後、土地建物等を有償で譲渡する場合には、事前に譲り渡そうとする者や予定金額等を施行者に届け出なければならない等、都市計画法上の制限がありますので留意してください。

また、都市計画法第六十八条の規定により、手続が保留されている区間の土地所有者の方は、施行者に対し、当該土地を時価で買い取るよう請求することができます。

この図面のうち、黒色の斜線をもって表示してある部分は、土地収用法に基づく収用又は使用の手続を保留している土地であって、手続の保留を解除されるまで後述のような効果は発生しません。

なお、土地収用法に基づき、土地を収用等できる公共事業施行者を起業者といたします。

四 関係人の範囲の制限について
事業承認の告示があった日以後に、新しい権利を取得した方は、既存の権利を承継した方を除き、関係人には含まれないこととなります。

五 土地価格の固定について
起業地（事業地）の価格については、事業承認の告示があった日をもって固定されることとなります。

六 裁決申請の請求について
裁決申請は、起業者が行いますが、土地所有者又は土地に関して権利を持っている関係人は、自分が権利を持っている土地について、起業者に対して、裁決の申請を行うよう請求をすることができます。

七 補償金の支払請求について
土地所有者又は土地に関して権利を持っている関係人は、土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払を起業者に対して請求することができます。この補償金の支払請求は、裁決申請の請求と併せてしなければなりません。ただし、既に起業者が裁決申請をし、又は他の土地所有者若しくは関係人が裁決申請の請求をしているときは、この限りではありません。

八 明渡裁決の申立てについて
明渡裁決の申立ては、土地所有者又は関係人が、建物等の移転を希望されるときは、茨城県収用委員会あてに、明渡裁決の申立てをすることができます。

九 お知らせの配布について
補償等に関する詳しい内容については、左記の連絡先において「都市計画法に基づく事業承認が行われたことに伴うお知らせ」を配布していますので、参考にしてください。

その他不明な点や詳細については、左記連絡先へおたずねください。

連絡先
国土交通省関東地方整備局常総国道事務所
所在地 茨城県土浦市川口一丁目一六番二十六号 アーバンスクエア土浦ビル4階
事業計画に関する計画課 電話〇二九(八二四)〇九九七
用地補償に関すること 用地第二課 電話〇二九(八二六)二〇二四

